

遠隔診療と法律・行政

加藤浩晃

Hiroaki Kato

京都府立医科大学眼科学教室／デジタルハリウッド大学大学院

KEYWORDS

- 遠隔診療
- 遠隔医療相談
- 法整備
- 診療報酬改定

遠隔診療は外来、入院、在宅に続く第4の診療形態といわれている。リアルタイムのビデオ電話を通じて医師が患者さんを診察する遠隔診療は、大きく3つに分類される遠隔医療の形態のひとつであり、D to P 遠隔医療である遠隔診療のほかに、D to N to P 遠隔医療やD to D 遠隔医療がある。執筆時の2017年12月時点では遠隔診療の法整備として疾患や場所の限定はないが、あくまでも対面診療の補完であり、診療報酬の算定が限定的であることが推進のボトルネックとされている。適切に診療報酬が算定され、適切に推進されることで、通院困難な患者の利便性・満足度の向上や健康長寿につながることを期待されている。

はじめに

外来、入院、在宅に続く第4の診療形態といわれる遠隔診療が、いよいよ臨床の現場で広く使われ出そうとしている。遠隔診療とはビデオ電話を通して医師が患者さんを診察する診療スタイルのことで、通常の医療機関に患者さんが行って、医師と会って診察を受ける外来診療のスタイルは対面診療といわれている。執筆時の2017年12月現在、医師対患者の遠隔医療(遠隔診療)を行うことは可能である。ただし、遠隔診療に関する制度として、医師法や医療法といった法律や療養担当規則、それらの解釈としての通知や事務連絡が厚生労働省から発出されており、それらを十分に理解したうえで遠隔診療を行う必要がある。本稿では遠隔診療における制度と行政の方向性について整理したい。

1 遠隔医療と遠隔診療について

遠隔医療は大きく3つに分類される(図1)。1つは医

師がインターネットを通じてビデオ電話として患者を診察する医師対患者の遠隔医療であり、D to P (Doctor to Patient) 遠隔医療である。2つ目は医師と患者の間を医師以外の医療従事者が仲介する遠隔医療であるD to N to P (Doctor to Nurse to Patient) であり、3つ目は専門医が他の専門医の支援をする医師対医師の遠隔医療であるD to D (Doctor to Doctor) 遠隔医療である。D to D 遠隔医療としては医療現場ですで行われているオンラインでの放射線科専門医による読影や病理医による病理診断などが該当する。遠隔診療は一般的には、外来や在宅医療の場面で使用される診療行為としてのD to P 遠隔医療のことを指す。

2 遠隔診療と遠隔医療相談

遠隔診療と似た形態として「遠隔医療相談」がある。これはよく混同して使用されていることがあるため注意したい。医師法で規定された診察や治療などの医療行為が「診療」であり、「医療相談」は医療行為ではないものを指